

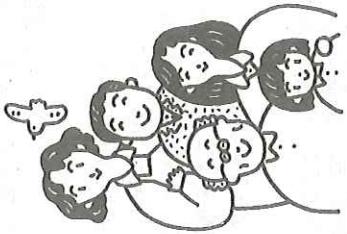
# まちづくり条例の早期制定をめざす市民集会 一日も早い成立を求める「宣言」を決議

二七日、図書館ホールで  
逗子葉山の良好な住環境を  
守り、まちづくりを進める  
市民集会実行委員会（代表  
・長谷川幸生）の市民集会  
が行われ、岩室年治議員と  
橋爪明子（くらしの相談室）

長も参加、条例が廃案か  
修正かと言われている状況  
もあって多くの市民が参加  
しました。

集会は小池治横浜国大  
大学院教授による「分権時代  
とまちづくり」の講演、実

行委員の山本氏が集会に至  
る経過と取り組みの報告、  
市民検討協議会のメンバー  
であつた湯本氏から「条例  
」の内容について詳しい説  
明が行われました。その後、  
久木五・六丁目の開発問題、  
ハイランドの開発問題に取  
り組む住民団体からの現状  
報告と支援の訴え、参加し  
た七人の市会議員も発言、  
岩室年治議員は「条例を創  
定し、現在持ち上がつてい  
る開発計画に適用させられ  
るよう頑張りたい」と決



るよう頑張りたい」と決

意を述べました。次に会場  
からの発言、最後には、逗  
子葉山をこれ以上の破壊と  
荒廃から守るために、開発規

制力のある「まちづくり条  
例」の一刻も早い成立を求  
める「宣言」を参加者全員  
の拍手で確認しました。

## 二五日、総務常任委員会 条例の審査を行う、再び継続

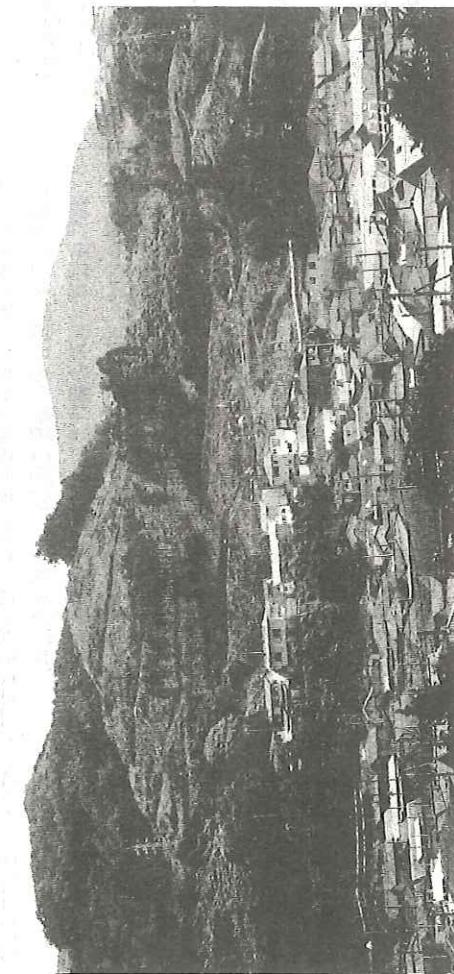
二五日、「まちづくり条  
例」が継続審査となつてい  
る総務常任委員会が行われ  
ました。

当初は、鈴木安之委員長  
が委員会ではなく、協議会  
として招集。市当局からの  
資料提出と改めての説明を  
求めた内容の勉強会として  
行う予定でした。しかし、  
岩室年治議員は「すでに条  
例が付託され、審査中であ  
る案件を正規の委員会でも  
ない場で、改めて市当局の  
説明を受けることはできな  
い」「正規の委員会審査で  
行なうべき」と主張し、他  
の委員からも協議会を委員  
会に切り替へ、「条例」審  
査を行なるべきという発言も  
あつて、急きよ正式な委員  
会審査が行なわれることに  
なりました。

当日は心配した市民が議  
会に訪れ、傍聴を求めてい  
たこと也有つて、四人の市  
民が傍聴しました。

審査は松下企画部長が改

## まちづくりの大環守れるの声 せみどりくくる住み



発行 日本共産党三浦半島地区委員会 第393号  
2002年1月29日

逗子事務所 市政・生活相談所 逗子市沼間2-15-4 TEL71-1321 FAX73-4798



教育、料理、釣り・行業、テレビ番組  
暮らしに役立つみんなの新聞

赤旗  
しらひげ  
日刊 月曜版  
月刊 月曜版

「住まいと叶ふ11月」  
私たちちは、二年前、新宿を中心とした高層マンションラッシュが吹  
き荒れ、名越の切通しに大規模な開発計画が迫り、桜山の地蔵山  
では住宅の直ぐ裏から切り崩す計画が出されるなか、これをなん  
とか食い止めようと、開発規制力のある「まちづくり条例」の創  
定を、逗子・葉山の首長にしました。

これに対し、長崎逗子市長は、スタートの時点から市民参加で  
まちづくり条例をつくると宣言、われわれの代表を含む十二名の  
市民が参加した「まちづくり条例市民検討協議会」が組織され、  
一年四ヶ月の間の精力的な取り組みの結果、開発規制力の強く市  
民参加のまちづくりを保障する、「逗子市まちづくり条例に関する  
報告書」を答申として逗子市に提出しました。逗子市は、これを基に条例案を市議会に提出しました。しかしながら、残念なこ  
とに付託された総務常任委員会で継続審査となつてしまひました。  
条例案は……(内容について説明略)…住環境の保全とともに、地方分権の観点からも極めて画期的内容です。

委員会での議論の争点となつてゐる議会の関与について言えば  
市道や公共下水道の拒否に対し、事業者からの訴訟に耐えるには  
議会の意見聴取や議決が有効といふのが法律の見解です。また、  
議会が関与すると市長の執行権が曖昧になると言つて意見がありま  
すが、議会の議決や意見表明があつたとしても、それは市長の要  
求の権威を高めるものであつて、あくまで事業者に対しては市長  
の責任と権限において行なうものです。さらに、狹隘道路について  
言えば、まさに条例案では「市民にもまちづくり」をうたう  
そのシステムを定めていきます。

一方、葉山では開発規制力の極めて希薄な「まちづくり条例案  
」が十二月の町議会に提出されました。

小坪・ハイランド・久木・山の根。一色じ開発計画は目白押  
しで、住民たちは苦しい闘いを強いられ、まちづくり条例の一日も  
早い成立をすぐるよう思いで待ち望んでいます。

私たちちは、逗子葉山をこれ以上の破壊と荒廃から守るために、開  
発規制力のある「まちづくり条例」の一刻も早い成立を求めて、奮闘す  
る決意です。

二〇〇二年一月二七日 開発規制力のある「まちづくり条例」  
の早期制定をめざす! こ7市民集会

邊子市まちづくり条例(案) 第34条・35条

- 市長自らが公聴会を開催する「まちづくりに重大な影響があるとき」について（第34条第1項関係）

公聴会の開催について、基本的に関係住民又は事業者からの請求に基づいて行なわれるものと考えているが、開催請求が両者いずれからもなされない場合において、市長自らの判断により、「まちづくりに重大な影響がある」と認めるとときに市長の判断で公聴会を開催しようとするものである。

「まちづくりに重大な影響がある」と認めるとときとは、事前協議申請書で示された開発事業の計画が前文に示された本条例の理念や第2条の基本原則など本条例で規定する基本的事項に明白に反している計画であると市長が判断したときをいう。なお、市長が公聴会を開催するときは、市長の裁量権に委ねることから、その監督を防ぐためここではまちづくり審議会の意見を聞くこととしている。

- めて作成した資料に基づき  
「第三四条・三五条関係」  
の説明、他自治体の「議会  
の関与に関する規定」の紹  
介を行ない、条例への理解  
を求めました。さしたる質  
疑もなく、条例に対する判  
断は定例会（二月予算議会  
）で行なう方向で懇談審査  
となりました。岩室年治議  
員は原案可決を求めた立場  
から懇談審査には賛成しま  
せんでした。

まかつくり条例の成立は  
二月議会に再び持ち越され  
ました。

中華書局影印

※企画部提出資料上り

- 「開発事業に対する議会の意見」について（第35条）

本条の「市長自らの意見」として、公聴会の報告書に記述する当該開発事業による賛否の基準は、第23条第4項に規定する事前協議事項（5項目）に則して料していくことになる。

開発事業に対する市としての意見を明らかにするためには、執行機関である市長が意思表明するのは当然のことであるが、地方公共団体としての意思として、の位置付けをより高めるためには、諮詢機関である議会の意思を踏まえたものである必要がある。そこで、本条では公聴会の開催内容を踏まえて、市長が「自らの意見を記した報告書」を作成し、当該開発事業の賛否を表明するとともに、議会の意見を表明し得る仕組を設けたものである。

○ 関係住民又は事業者からの「意見請求（陳情）」に対する取扱い方法

- (第 35 条第 2 項及び第 3 項関係)  
上述のように、関係住民又は事業者からの、「意見請求（陳情）」は、広い意味での陳情の一種ではあるものの、本条例の構成上重要な位置付けがされており、本会議での議決というプロセスを経ておくこととしたい。

〇 市長が議会に意見を求める場合の「特に必要がある」と認めたとき

- この規定は、開発事業計画が第5章第3節に規定する「開発事業の基準等」に適合していない場合など明らかに本条例の趣旨に反した開発事業計画である場合で、かつ、市長の報告書（開発事業に反対）に対して関係住民、事業者いずれからも「意見請求（陳情）」がされた上で開発審議会が施行されたときを想定！ 市長自らが



- 「意見請求」は地方自治法第 96 条に規定する「議決すべき事項」として行うものではない。

- 市長が議会に意見を求めた場合の取扱い方法（第35条第4項）

- “意見を求める”ということは、言い換えれば諮問ということにならぬの取扱いは、人権保護委員法第6条第3項の規定に基づく議会への諮問

- に満じ、證問事件として上程しておられたのです。

- 「議会の意見を尊重する」とした意味（第35条第6項関係機関意思としての議会の意見が重い位置付けにあることは、本条例の変更のないことがある。しかし、敢て「意見を尊重する」と市長は、「地方公共団体を代表し（地方自治法第147条）、地方公共団体理し、執行する（同法第148条。）」とされていることから、開発事業条例の規定に基づく執行権は、当然市長にあるためである。従って、議会の意見は当然尊重されるべきものであるが、常に市長はそれに絶対的に押されることは絶対にない。

〔原稿〕 『子供の本』 第二回 1931年1月号 (創刊号)

卷之三

- 「開発事業に対する議会の意見」の意義について（第35条）
    - 開発事業に対する市としての意見を明らかにするためには、執行機関である市長が意思表明するのは当然のことであるが、地方公共団体としての意図として、その位置付けをより高めるためには、議決機関である議会の意見を踏まえたものでの必要がある。そこで、本条では公聽会の開催内容を踏まえて、市長が「自らの意見を記した報告書」を作成し、当該開発事業の賛否を表明するとともに、議会の意見を表明し得る仕組を設けたものである。
    - 関係住民又は事業者からの「意見請求(陳情)」に対する取扱い方法

- (第 35 条第 2 項及び第 3 項関係) 上述のように、関係住民又は事業者からの「意見請求（陳情）」は、広い意味の陳情の一種ではあるものの、本条例の構成上重要な位置付けがされており、本議での議決というプロセスを経ておくこととした。

○ 市長が議会に意見を求める場合の「特に必要がある」と認めたとき



- 「市長が議会に意見を求める」ことと地方自治法第 96 条に規定する「議決すべき事項」との関係（第 35 条第 4 項）

- 「意見請求」は地方自治法第 96 条に規定する「議決すべき事項」として行うものではない。

- 市長が議会に意見を求めた場合の取扱い方法（第35条第4項）

- “意見を求める”ということは、言い換えれば諮問ということにならぬの取扱いは、人権保護委員法第6条第3項の規定に基づく議会への諮問

- に満じ、證問事件として上程しておられたのです。

- 「議会の意見を尊重する」とした意味（第35条第6項関係機関意思としての議会の意見が重い位置付けにあることは、本条例の変更のないことがある。しかし、敢て「意見を尊重する」と市長は、「地方公共団体を代表し（地方自治法第147条）、地方公共団体理し、執行する（同法第148条。）」とされていることから、開発事業条例の規定に基づく執行権は、当然市長にあるためである。従って、議会の意見は当然尊重されるべきものであるが、常に市長はそれに絶対的に押されることは絶対にない。